

東広島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年1月28日
東広島市農業委員会
会長 杉本 源藏

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

本市においても平成29年6月1日から農業委員及び農地利用最適化推進委員の新体制となり、3年間の任期を経て令和2年6月から第2期目がスタートしたところである。

本市は、広島県の中央部に位置し、西条盆地を中心に、沿岸部から山間部にわたって農業地帯が広がる多種多彩で豊富な自然環境を有しており、水稻を基幹としつつ、ネギ、アスパラガス、馬鈴薯、びわ、柑橘、西条柿、肉用牛及び乳用牛などの特徴的な農畜産物を栽培・飼育し、地域特性を活かした都市近郊型農業を展開している。

しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足などにより、耕作されない農地が増加しているほか、耕作条件の整っていない地域での担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止が困難な状況となっている。

このような状況の中、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、遊休農地の発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化をより一層強力に推進していく必要がある。

以上のような観点から、本市農業の特徴を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東広島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の任期となる令和5年5月末日までに合わせた目標設定の考え方や取組方法について見直しを行うものであるが、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年4月1日)	7,180ha	81ha	1.13%
3年後の目標 (令和5年4月)	7,060ha	70ha	0.99%

注1：管内の農地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積。

注2：遊休農地の面積は農地利用状況調査（農地パトロール）にて遊休農地（A農地）と判定された農地面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)は、農地法第30条第1項及び第32条第1項に基づき、管内の全農地の利用状況調査及び利用意向調査に協働して取り組む。
- ・遊休農地の所有者等を個別訪問し、解消のための指導・助言を随時実施する。
- ・農業者等への農地の貸し借り、農作業等に関する必要なサポート情報等を提案する。
- ・遊休農地以外の耕作されていない農地（不作付地）について、借り手紹介依頼書の収集に努め、担い手へつなげていく。
- ・本市の主要な施策の一つである定住促進対策及び空き家対策事業に基づく、農地の権利移転について、関係部署と調整を図りながら取り組みながら遊休農地の解消に努める。
- ・農地を守るための支援制度について協議検討し、必要に応じて関係機関に要望活動を行う。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付手続きを行う。
- ・農林水産課等との連携を強化し、耕作放棄地再生事業等の活用促進に努める。

③ 非農地判断について

- ・利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、「非農地決定」を行い、農地台帳データの精度向上に努める。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年4月1日)	7,180ha	1,528ha	21.3%
3年後の目標 (令和5年4月)	7,060ha	1,715ha	24.3%

注1：担い手は認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- ・農業委員会は、農林水産課が所掌する「人・農地プラン」について各地域での現場活動により収集した情報などを基に、それぞれの地域特有の資源、農業者の意思と地域の課題等を踏まえ実現可能な「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む
- ・地域の集会等へ積極的に参加し、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた地域の関係情報の収集、提供及び貸し借りの調整などの促進活動に努める。
- ・農業者等からの相談等に対応できる必要な情報等の収集・整理に努める。

② 農地中間管理機構への情報提供と利用権設定について

- ・農地中間管理機構への情報提供及び積極的な活用を推進する。また、規模が小さく形状が悪いなど、農地中間管理機構事業の借り受け基準の対象とならない事案については、農業基盤強化促進法に基づく利用権設定を積極的に活用する。
- ・市ホームページ、市広報紙及び全国農地ナビ等を活用し、担い手へのマッチング活動の推進に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人)※ (新規参入者取得面積)
3年間での目標値 (R2~R5)	15人 7.5ha	3法人 30ha

※新規参入者数(法人)については年間1法人設立を目標とし1法人当たり10haの取得面積とした

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・農地利用最適化推進活動及び関係機関による現地訪問によって、収集した情報を市、県及びその他の農業関係機関と可能な限り共有し、新規参入希望者の掘りおこし、サポート可能な情報提供及び指導・助言活動に取り組む。

② 農業委員会による支援・助言等の活動について

- ・農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む)が地域で受け入れられるような環境等の整備、及び後継者・新規就農希望者の農業経営が安定的かつ継続的に行えるような支援・助言等の活動に取り組む。